全視情協通信/ないーぶ

1998/8/28

NAIIV

No. 20

発 行

発行責任者 川越利信

全国視覚障害者情報提供施設協議会(全視情協)

(社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会 情報サービス部会)

事務局 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1 - 13 - 2 日本ライトハウス盲人情報文化センター内 Tel. 06 - 441 - 0015 Fax. 06 - 441 - 0039 E-mail: HBD00035@nifty.ne.jp

主 な 内 容

	運営基準改正案(第3次案)まとまる	1
	運営基準(第3次案)作成について	2
	改正案(第3次案)	3
0	全視情協「視覚障害者情報ネットワーク」スタート	6
	全視情協会則改定	8
	「視覚障害者情報ネットワーク」のごあんない	1 0
0	全視情協長崎大会プログラム一部変更	1 5

運営基準改正案(第3次案)まとまる

去る7月7日(火) 日本ライトハウス盲人情報文化センターにおいて第1回運営基準 改正案検討委員会が開かれました。

出席者は、盛田義弘(石川県視覚障害者情報文化センター・所長) 金森義忠(名古屋 盲人情報文化センター・館長) 田中徹二(日本点字図書館・館長) 藤野克己(視覚障 害者生活情報センターぎふ・館長) 川越利信(日本ライトハウス盲人情報文化センター・ 館長)の各氏。

盛田氏の起案による改正素案を検討した結果、以下のようにまとまりましたので、ここに報告します。今後、各施設でこの第3次案を検討していただき、ブロックとしてもとりまとめてください。

日盲社協としての合意を得つつ、10月の全視情協長崎大会で最終的に合意を得てま とまったものを、厚生省をはじめ、関係各方面に提示していきたいと考えています。

「視覚障害者情報提供施設の設置及び運営に関する基準」 (第3次案)の作成について

- 1.情報提供施設を取り巻く背景は
- (1)社会の背景は 高度情報化が一段進む。

超高齢社会に入った。

国際社会のボーダーレス化が急速に進む。

(2)時代の背景は 情報が大氾濫している。

情報価値の変化が極めて速い。

情報が専門化し、かつネットワーク化が進む。

(3)利用者の需要の背景は

年々需要が多様化しつつある。

内容が専門化するなど細分化されつつある。

生活に活かせる実用的な情報を求める傾向が強い。

- 2.情報提供に当たっての基本的な要件は
- (1) 常にニーズ・リサーチに基づくものであること。
- (2)信頼できる確かな情報であること。
- (3)需要に対処し、適切かつ迅速であること。
- (4)提供する情報がより充実した内容のものであること。
- 3.「設置及び運営基準」の改訂に当たっては
- (1)情報提供施設が、類似の施設の協力をも得て、サービスできる全国ネットを総合 的に整備することを目指す。
- (2) そのため、各施設は各々すでにもつ特色をできるだけ活かして、役割機能を分担 する。
- (3)役割機能を分担する立場から、施設を類型化する。
- (4)したがって、施設の設置及び運営に関する基準は、類型化を基本として定める。
- 4.運営基準の作成にあたっては
- (1) 当面目指すべき基準とし、社会情勢などの変化にともない、都度見直しを行う。
- (2)類似施設とは、視覚障害者関係施設はもとより、公共図書館や学校図書館、生涯 学習情報センター等のことである。
- (3) ネットワークの構築においては、中央と地方(地域)、情報の収集整理・保管と 提供サービス、点訳と音訳データ共有・保管と利用のことはもとより、点字出版 施設との役割分担についてもどうするかを併せ検討する。

視覚障害者情報提供施設の設置及び運営に関する基準 (第3次案)

第1 趣 旨

- 1 この基準は、身体障害者福祉法第33条に基づく視覚障害者情報提供施設(以下「情報提供施設」という。)の設置及び運営上必要な基準を定め、もって情報提供施設の健全な発達に資する。
- 2 情報提供施設の設置者は、この基準に従い、情報提供施設サービスの水準の維持、 向上を図るよう努めなければならない。

第2 情報提供施設の類型

情報提供施設の類型は、次に掲げる通りとし、設置者が施設の機能及び主たる対象者、 規模などを勘案して、類型を定めるものとする。

施設の類型

類型	施設の機能	対象者	施設の規模
A型施設	主として、全国規模の図書・逐次刊行物等資料や各種情報を全国ネットの規模で収集整備し、かつ保存し、提供する。	主として、 全国の情報 提供施設	建物の専有面積が、概ね 3000 平米以上を有する。
B 型施設	主として、図書資料等や各種の 地方情報を収集整備して提供す るとともに、福祉啓発、相談指 導、生活訓練など行う。	主として、 広域の視覚 障害者・情 報提供施設	建物の専有面積が、概ね 1000 平米以上を有する。
B 型施設	主として、図書等資料や地域情 報又は特定分野の資料を収集整 備し、提供する。	主として、 地域の視覚 障害者・情 報提供施設	建物の専有面積が、概ね 500 平米以上を有する。

第3 施 設

情報提供施設には、次の各号に掲げる施設を各類型に応じ選択して備えるものとする。

- 一 事務管理に必要な施設(事務室、倉庫等)
- 二 研修に必要な施設(研修室、実習室、パソコン実習室等)
- 三 図書資料等の製作及び保存、各種資料の加工並びにその利用に必要な施設(点字製作室、録音製作室、閲覧室、発送室、書庫、聴読室、対面朗読室等)

四 福祉啓発、相談指導、生活訓練、各種用具の収集展示などに必要な施設(相談室、 生活訓練室、用具展示室、ネットワーク室、ボランティア活動室等)

第4 設 備

情報提供施設には、その実施する事業に応じ、次の各号に掲げる設備を整えるものとする。

- 一 事務及び学習に必要な機材器具
- 二 点字図書等の資料製作に必要な機材器具
- 三 音声図書等の資料製作に必要な機材器具
- 四 大活字本の製作に必要な機材器具
- 五 図書等資料、各種情報の保管及び閲覧提供に必要な機材器具
- 六 ネットワーク情報の収集、保存及び提供に必要な機材器具(通信回線を含む。)
- 七 情報処理技術の指導に必要な機材器具
- 八 各種学習・文化・レクリェーション活動に必要な機材器具
- 九 障害者の生活訓練・援助などに必要な機材器具
- 十 福祉啓発や防災情報の提供に必要な機材器具
- 十一 各種資料や機材器具の運搬に必要な車両

第5 事業

情報提供施設は、視覚障害者の生活福祉と文化の向上、地域社会への参加促進を目指すため、視覚障害者の希望に添い、更に施設設備のより有効な利用に留意し、概ね次の各号に掲げる事業を、施設類型に応じ、選択して実施するものとする。

- 一 点字図書及び逐次刊行物等の資料を製作並びに収集整備し、利用提供する事業
- 二 音声図書及び逐次刊行物等の資料を製作並びに収集整備し、利用提供する事業
- 三 拡大図書等の資料を製作並びに収集整備し、利用提供する事業
- 四 視覚障害者の福祉や文化、社会参加活動、その他各種の情報を収集整備し、利 用提供する事業
- 五 各種情報に関する相談並びに点訳・音訳・複写など奉仕する事業
- 六 読書普及や各種講座の開催、レクリェーション活動を奨励する事業
- 七 情報機器類の利用促進、諸情報システム並びにネットワーク情報利用を支援する事業
- 八 情報提供施設間及び公共図書館等の類似施設と連携協力し、情報資料を相互貸借するネットワークを利用促進する事業
- 九 視覚障害者の生活訓練、歩行訓練、コミュニケーション訓練、各種用具の収集 展示と啓発、その他生活を支援する事業
- 十 施設の事業を推進するために、点訳・音訳奉仕員、その他必要な奉仕員を発掘し、 養成し、活用する事業

第6職員

- 1 情報提供施設には、専任の施設長、経理職員及び専門職員を置く。ただし、管理 運営に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。この場合、兼務す る職員は全職員の3分の1以上を越えてはならない。
- 2 職員の数は、 型施設にあっては20名以上、 型施設にあっては10名以上、 B 型施設にあっては5名以上を配置することとし、施設の規模及び管理運営の 状況に応じて、職員の数を増やすよう努めるものとする。
- 3 専門職員の職種は、点訳指導員、校正員、点字製作員、音訳指導員、録音編集員、貸出閲覧員、情報処理員、情報相談員、弱視専門員、生活訓練員、歩行訓練員、コミュニケーション訓練員などとする。ただし、図書等の情報提供を担当する職員は、司書の資格を有することが望ましい。
- 4 施設長は、厚生省社会局長通知(昭和47.5.17「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」)に定めるもののほか、別に定める研修課程を修了した者をもって充てるものとする。また専門職員は、別に定める講習課程を修了した者をもって充てるよう努めるものとする。

第7 利用日時等

情報提供施設の利用日時等は、施設の機能はもとより、利用者の生活時間等を考慮し、 弾力的に定めるものとする。

第8 運営協議会

利用者の希望等を施設の運営に反映させるために、運営協議会を置く。

第9 閲覧料等の料金

資料の閲覧は、原則として無料とし、その他のサービスの場合は、実費のみ利用者の 負担とする。この場合の負担は、できるだけ軽減するよう努めるものとする。

第10 郵便料

- 1 郵便法第26条第一項第3号の指定を受け、弱視者用の拡大図書をも含め無料とするよう努めるものとする。
- 2 やむを得ない場合の郵送料は、公立の施設では発送料金は施設の負担とし、返送料金は利用者の負担とする。また、その他の施設についても同様とするが、やむを得ない場合は、発送料金も利用者の負担として差し支えない。

第11 ネットワーク通信費

オンライン・ネットワークシステム等の利用により情報を得る場合は、電話回線等の 通信料は、すべて利用者の負担とするものとする。

全視情協「視覚障害者情報ネットワーク」スタート

去る7月3日付けで、「視覚障害者情報ネットワーク」(仮略称:視情ネット)がスタートしました。このネットワークは、旧来の「てんやく広場」を継承・発展させるべく全視情協が運営するものです。このネットワークについてご理解いただくために、経過と内容についてご報告いたします。

1.「てんやく広場」からの申し入れ

今年2月末に開催された「てんやく広場」代表者会議の決定に基づき、「てんやく広場」 運営委員会から全視情協会長へ、以下のような申入書が出されました。

「てんやく広場」基本構想にかかる申入書

「てんやく広場」運営委員会では、1997年度事業計画に基づき「てんやく広場」の基本構想を策定するに至りました。

つきましては、次の事項についてご検討くださることを申し入れいたします。

- 1.「てんやく広場」を「特別委員会事業」から、「視覚障害者情報ネットワーク」 としての「常設事業」として位置づけていただきたい。
- 2. ホストセンターと運営事務局を一体化した「広場事務局(仮称)」を設置し、 専従職員を配置していただきたい。
- 3. ボランティアグループが今までどおり活動できるように保証していただき たい。
- 4.「てんやく広場」の資産は、事業目的の趣旨に沿って適正に運用していただきたい。

1998年2月27日

日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会全国視覚障害者情報提供施設協議会

会 長 川越 利信殿

特別委員会 「てんやく広場」運営委員会 委員長 後藤 健市 「てんやく広場」 1997年度第3回代表者会議 議 長 水口 武夫

2.全視情協の対応

これを受けて、3月9日(月)の企画委員会および3月25日(水)の運営委員会で 検討した結果、この申し入れを全面的に受諾することを決定しました。

そして、そのための条件整備として、以下の2点の作業が始まりました。

(1)全視情協の会則改正

ネットワーク運営という新事業を付け加え、これまで「てんやく広場」をしっかりと 支えてこられたボランティア団体の加盟を明確にするために、全視情協会則の改正が必 要となります。

なお、現在の日盲社協の定款では「てんやく広場」加盟団体すべてを受け入れることができないため、現時点では全視情協として「てんやく広場」を受け入れることになります。したがって、日盲社協情報サービス部会の規約は改正しません。

(2)「視覚障害者情報ネットワーク」利用規約の作成

その後、5月23日(土)の企画委員会および5月26日(火)の運営委員会で最終案を作成し、5月27日(水)に開催された日盲社協埼玉大会の情報サービス部会(全視情協総会)の席上で(1)および(2)が承認されました。

これによって、「てんやく広場」側の最終意志決定がなされれば、全視情協として対応 する体制ができあがりました。

3.正式な機関決定

7月2日(木) 神戸市内で開かれた「てんやく広場」総会で、ネットワークを全視情協に移管することが決議されました。

「てんやく広場」運営規約は廃止され、翌7月3日をもって、全視情協の「視覚障害者情報ネットワーク」(仮略称:視情ネット)がスタートしました。

当面は、旧来の「てんやく広場」を継承して進めていきますので、大きな混乱はないと思われますが、ゆくゆくは全視情協のオンラインネットとして、従来の点字データの提供、書誌情報の提供に加え、サービスの観点、録音製作の観点から、と様々な方向からの展開を検討することになるでしょう。

なお、これまでの「てんやく広場」運営事務局ならびにホスト事務局を合わせて引き継ぐ形で、全視情協に新たに「ネットワーク事務局」を設置し、事務局長には日本ライトハウスの加藤俊和氏が任命されました。

以下に、全視情協会則の改正点ならびに「視覚障害者情報ネットワークのごあんない」 を掲載します。(全視情協新会則・「視覚障害者情報ネットワーク」利用規約については、 別刷りで同封しています。)

全国視覚障害者情報提供施設協議会会則 改定内容

改定前 改定後 (目的) (目的) 第3条 本会は、全国で視覚障害者に対 第3条 本会は、全国で視覚障害者に対 する種々の情報提供を行う施設及び する種々の情報提供を行う施設及び 団体が連携を図り、視覚障害者への 団体が連携を図り、ネットワークを よりよい情報サービスを目指すこと 構築し、視覚障害者へのよりよい情 報サービスを目指すことを目的とす を目的とする。 る。 (事業) (事業) 第4条 本会は、第3条の目的達成のた 第4条 本会は、第3条の目的達成のた め、次の事業を行う。 め、次の事業を行う。 (1)各施設及び団体の相互協力に関 (1)視覚障害者情報ネットワークに すること 関する事業 (2)視覚障害者に対する情報サービ (2) 各施設及び団体の相互協力に関 ス等についての調査研究 すること (3)点訳、音訳及び拡大資料に関す (3)視覚障害者に対する情報サービ る調査研究 ス等についての調査研究 (4)施設長、職員及びリーダーの研 (4)点訳、音訳及び拡大資料に関す 修並びに資格に関すること る調査研究 (5)その他、本会の目的達成のため (5)施設長、職員及びリーダーの研 に必要なこと 修並びに資格に関すること (6)視覚障害者情報サービスに伴う 諸専門資格に関すること (7)その他、本会の目的達成のため に必要なこと (会員) (会員) 第5条 本会の会員は、全国で視覚障害 第5条 本会の会員は、全国で視覚障害 者に対する種々の情報提供を行う施 者に対する種々の情報提供を行う施 設及び団体のうち、第3条の目的に 設及び団体のうち、第3条の目的に 賛同する施設及び団体とする。 替同する施設及び団体とする。 2 前項の団体には、第4条(1)の 事業に参加するボランティア団体を

含む。

(企画委員会)

- 第13条 本会に企画委員会を設置し、 本会事業全般の企画及び調整に当た る。
 - 2 企画委員会は、常任運営委員及び 各専門委員会委員長で構成する。
 - 3 必要あるときは、企画委員会に特別委員会委員長等の出席を求めることができる。
 - 4 前項の規定により出席した者は、 議決権を有しない。

(企画委員会)

- 第13条 本会に企画委員会を設置し、 本会事業全般の企画及び調整に当た る。
 - 2 企画委員会は、常任運営委員、各 専門委員会委員長<u>及びネットワーク</u> 事務局長で構成する。
 - 3 必要あるときは、企画委員会に特別委員会委員長等の出席を求めることができる。
 - 4 前項の規定により出席した者は、 議決権を有しない。

(ネットワーク事務局)

- 第15条 本会に視覚障害者情報ネット ワーク事務局を置く。
 - 2 事務局に、事務局長及び職員を置 く。
 - 3 事務局長は、運営委員会の推薦を 経て会長が任命し、職員は会長が任 免する。
 - 4 事務局長は、運営委員会の議決によって解任することができる。

以下、現行の第15条以降を1条ずつ 繰り下げる。

(経費)

- 第18条 本会の経費は、会費収入その他の収入をもって当てる。
 - 2 日盲社協に加盟し、その会費を納入した者は、本会の会費を納入したものと見做す。

(経費)

- 第19条本会の経費は、会費、ネットワーク利用料その他の収入をもって充てる。
 - 2 日盲社協に加盟し、その会費を納入した者は、本会の会費を納入した ものと見做す。
 - 3 ネットワーク利用料収入は、専ら ネットワーク事業に充てるものとする。

付則(追加)

6 この会則は、平成10年7月3日 から改正施行する。

全視情協「視覚障害者情報ネットワーク」のごあんない

旧「てんやく広場」ネットワークは、1998年7月3日から、改めて全国視覚障害者情報提供施設協議会の視覚障害者情報ネットワークとして位置付けられました。名称・組織は変わりましたが、サービスの形はこれまでと同じです。

このネットワークは、

- ・点字データの新規製作数は年間5千タイトルを越え、
- ・合計2万以上のタイトルの点字データを保有して、
- ・20万件以上の点字・録音目録情報をオンラインで検索できる、
- ・全国最大の視覚障害者のための情報ネットワークです。

<「ごあんない」の項目>

- 1.このネットワークについてのお問い合わせ
- 2. 多彩な事業
- 3. ネットワーク会員の種類と利用できる機能、入会手続き
- 4.このネットワークに必要なシステム
- 1.「視覚障害者情報ネットワーク」についてのお問い合わせ

入会に関しては、お近くの点字図書館などのUM・VM施設・団体会員、または下記のネットワーク事務局にお問い合わせください。

全国視覚障害者情報提供施設協議会

「視覚障害者情報ネットワーク」事務局(旧ホストセンター)

日本ライトハウス盲人情報文化センター内

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-13-2 (電話 06-441-0015 FAX:-441-0039)

Q&A:06-441-3966 (お問い合わせの広場 ID:HO5X-HOST)

(UM・VM施設・団体会員の住所や電話などについては、掲示板6の「利用施設・団体 名簿」をご覧下さい。)

2.「視覚障害者情報ネットワーク」の多彩な事業

このネットワークは、「全国どこに住んでいても、点字などの情報を容易に得ることができる」そんな環境づくりを目指して、全国のボランティア団体や点字図書館の協力を得て日本IBMが構築し、1988年にスタートした通信ネットワークです。現在では、北海道から沖縄まで、全国72の点字図書館やボランティア団体などが各地の拠点となり、日々確実に増え続けている点字データ(約2万タイトル)を、視覚障害者に提供しています。

このネットワークは、視覚障害者個人も直接利用でき、現在では500人以上の方が利用しています。

(1)迅速な点訳と利用者への提供

視覚障害者からのリクエストを各地の施設・団体が受けると、

- ・まず目録データを検索して該当する点字図書や録音図書が、どこかの点字図書館や 団体にないかどうかを、このネットワークで調べます。
- ・なければ、原本を入手してこのネットに着手登録し、点訳ボランティアが点字データを製作し校正します。完成すると、このネットに完成登録して点字データを送信します。 そして、点字プリントして依頼者に提供します。

点訳データの点字表記は、日本点字委員会編「日本点字表記法」に準拠し、Braille Editing System(BES) またはBraille Editing program(BE)のデータ形式で収録されています。

すべての施設・団体会員は、必要に応じてホストコンピュータからダウンした点字データを点字印刷して、蔵書として受け入れたり視覚障害者に提供することができます。

(2)国立国会図書館「点字図書・録音図書全国総合目録」の検索

全国の点字図書館などが所蔵している、約18万件の点字・録音図書を収録した、国立国会図書館の「点字図書・録音図書全国総合目録」(AB01)を、ネットを通していつでもすばやく検索・確認できます。

また、全国で出版されている約5千件の点字出版図書目録も、点字出版図書データベース(日本盲人社会福祉施設協議会点字出版部会製作)によって、自由に検索できます。

(3)利用者のニーズに密着したサービス

点字図書館などでは、このネットワークのオンラインリクエストを利用して図書館間の相互貸借を迅速・確実に行なっています。

また、視覚障害者の会員は、音声で利用しやすい「ライン形式」によってホストシステムに直接アクセスすることができます。そして、蓄積された目録データの中から、自分の読みたい本を自由に選び、その点字データを誰の手を経ることなく、直接引き出すことができます。必要な目録や点字データを、自由な時間に電話回線で自宅のパソコンにダウンロードして、豊かな情報環境を得る、つまり読書の自由を手に入れることができたといってもよいでしょう。

(4)「視覚障害者情報ネットワーク」の掲示板とメール

ネットワークの掲示板には、「1 広場のひろば」「2 Q&Aボード」「3 情報コーナー」「4 プログラムバンク」「5 広場ニュース」「6 広場ごあんない」の六つがあり、いろいろな情報交換に使われています。

一方、手軽にすばやく手紙を送ることのできる電子メールが、ネットの中で幅広く利用されています。点訳校正中のデータやBASEなどの他機種の点字データも、バイナリーデータとして送ることができます。

(5)協力事業として、辞書類の共同点訳

全国のボランティアの協力によって、製作が難しかった辞書類の点訳が実現しています。 完成した1050巻にもおよぶ国語辞典・英和辞典・和英辞典は、多くの視覚障害者に活 用されており、ネットがその橋渡しをいたしました。

(共同点訳辞書の連絡先:点訳辞書推進委員会 電話 078-261-8455 点訳ボランティアグループ連絡会内)

3.「視覚障害者情報ネットワーク」利用会員の種類と

利用できる機能及び入会の方法

《会員の種類と利用できる機能》

このネットワークの利用会員は、次のように分かれています。

(1) UM会員(ID: PC···)

点訳データおよび目録データをネットに直接登録できる施設や団体で、点字図書館など、 視覚障害者への情報提供を行なう施設や団体(計72団体)が参加しています。

利用できる機能:点訳データの登録・受信、目録の登録・検索・受信、オンラインリクエスト(点字・録音図書を所蔵する施設・団体) 掲示板やメール等。

(2) V M 会員 (ID: PC···)

点訳データおよび目録データをネットに直接登録できるボランティア団体(計7団体) が参加しています。 利用できる機能:点訳データの登録・受信、目録の登録・検索・受信、オンラインリクエスト(点字・録音図書を所蔵する施設・団体) 掲示板やメール等。

(3) DM会員(ID:SM・・・)

点訳データおよび目録データをネットから受信できる施設、団体で、公共図書館、大学図書館、点字図書館の一部等、視覚障害者への情報を提供する施設・団体(33団体)が参加しています。

利用できる機能:点訳データの受信、目録の検索・受信、オンラインリクエスト(点字・録音図書を所蔵するリクエスト参加希望施設・団体)、掲示板やメール等。

(4) 視覚障害者会員(ID: AM・・・)

UM,VMを利用する視覚障害者の方が対象です。

利用できる機能:点訳データの受信、目録の検索・受信、掲示板やメール等

(5) ボランティア会員(ID: BM・・・)

UM,VMに所属するボランティアの方が対象です。

利用できる機能:目録の検索・受信、掲示板やメール等。

《お申し込みと手続き》

いずれの会員も、それぞれの審査を経て承認されます。

(1)UM,VM会員

全視情協ネットワーク委員会の審査を経て承認されます。ネットワーク事務局までお 問い合わせ下さい。

(2) DM会員

利用申込書(DM会員用)をご記入・押印の上、事務局までご提出下さい。用紙は、事務局にご請求下さい。

(3) AM, BM会員

所属するUM,VMの図書館、ボランティア団体等を通してお申し込み下さい。それぞれのUM,VMは、会費納入確認後、オンラインサインアップによって事務局に連絡手続きをします。

いずれの会員も、手続きが終わりましたら、事務局からIDと、パスワードの発行を 行い、通信ソフト等を送付いたします。

全視情協通信 NAIIV No.20

《利用料金》(年間:4月~翌年3月)

U M 会員: 4 万円 V M 会員: 2 万円 D M 会員: 6 万円

AM会員:6千円(10月以降の入会は3千円)

B M 会員: 2 千円

《入会時にお送りするもの》

・専用プログラム

- ・フリーウェア通信ソフトWTERM、マニュアルデータ、関連ユーティリティの入ったフロッピーディスク
- ・参考資料:『「てんやく広場」通信操作手順書』(墨字)

(新入会のUM, VM, DMには一つのIDにつき1冊を送付します。

AM,BM会員で希望される場合、または施設・団体会員でさらに必要な場合は、 1冊2千円で受け付けています。また、点字版については、上記フロッピーディスクにデータが入っています。)

4.ネットワークに必要なシステム

このネットワークに接続するためには、一般に次のような機器やソフトウェアを使用します。不明な点は、事務局Q&Aまでお問い合わせ下さい。

(1) B E データアップは専用プログラムで(UM, VM会員)

晴眼者がご利用になる場合は、 DOS/V 機と、入会時にお送りいたします専用の「広場通信プログラム」(ZMODEM 使用)を使用し、標準の形式(スクリーン形式)でご利用になるのが便利です。

特に目録を登録する作業は、この方法でないとかなり困難です。

パソコンは、一般的な通信プログラムが稼働する DOS/V 機であれば、メーカーや機種を問わず利用でき、WINDOWS 95 の場合は、DOS 窓で利用できますが、標準インストール以外にちょっと面倒な設定が必要な機種もあります。

UM, VM会員は、点字データをアップするのに、BE、DOS版BES、WIN95版BESのいずれか必要です。例えば、BASEで作成した点字データを変換ソフトで変換してアップする場合は、BEまたはBESのデータ形式に変換したデータを、BEまたはBES、WIN-BESで読み込み、一旦保存し、レイアウトを含めて確実なBESまたはBEのデータになっていることを確認してからアップしなければなりません。

(なお、DOS 版 BES は、MS-DOS ではなく PC-DOS 使用ですのでご注意下さい。)

(2)目録検索、BEデータダウンはWTERMでも十分行なうことができます 晴眼者の場合は、目録検索やBEデータのダウンをする場合も、専用ソフトで行なう のが便利です。

視覚障害者の場合は、WTERMを使用して「LINE形式」で利用するのが便利です。 A M会員は、入会時に「LINE形式」に設定しています。専用ソフトは、音声ではある程度慣れないと利用しにくいでしょう。

(3)モデムと電話回線

通信速度が速ければ通信料金が軽減できますので、距離や使用量によりお選び下さい。 専用の「広場通信プログラム」を使用するとき、カードモデムや内蔵モデムでは動か ないことがよくあります。外付けモデムだとほぼ問題なく動きます。外付けでも一部の モデムは、設定がこのネットの通信条件と合いにくい場合があります。

このネットでは、通常の電話回線を使用いたします。

直通電話 (03-5269-3561) の場合は通信速度 2,400・9,600・19,200・28,800bps を利用できます。

Tri-P という全国通信網も利用でき、その場合の通信速度は2,400・9,600bps です。Tri-P の利用については、(株)インテック Tri-P インフォメーション・センター(0120-03-3317) にお問い合わせ下さい。

(4)点字プリンターなどの出力

- ・BES または BE の点字データに対応した点字プリンターをお選び下さい。
- ・標準の点字データは、32マス22行または18行で製作されています。
- ・グラフィック・データの点字印刷は、NEW ESA-721 にのみ対応しています。
- ・BASE など他の点字データソフトに変換して出力される場合は、グラフィックデータ 部分が変換されませんので、ご注意下さい。

全視情協長崎大会 プログラム一部変更

7月27日(月) 東京で開催されました企画委員会での論議の結果、全視情協長崎大会のプログラムを、一部変更することで合意し、運営委員の方々にもご了承いただきました。

主な変更点は、企画委員、運営委員による合同の委員会が開催されること、第1日目、 2日目の夜に自主参加の学習会「デイジー入門」が開かれること、2日目に「施設長会議」 の時間を設けたこと、などです。

加盟施設へは、すでにFAXでご通知いたしましたが、改めて16頁に掲載いたします。

全視情協長崎大会 プログラム

全視情協長崎大会 ブログラム						
10月13日(火	10月13日(火)					
16:00~18:00	企画・運営合同委員会					
10月14日(水)						
10:00~12:00 12:30~13:30 13:30~14:20 14:30~17:00	運営委員会 受付 開会式 分科会 第1分科会 情報サービス「視覚障害者情報提供施設における 情報管理システム(実習)」					
	- 情報管理システムの学習会(その3) - 担当:ネットワーク委員会 第2分科会 音声情報「デジタル録音システム(実習)」 - デイジー3つのバージョン、比較検討 - 担当:録音委員会					
17:00~18:00 18:00~20:00	チェックイン、休憩 夕食					
19:30~22:00	自主参加学習会「デイジー入門 1 」					
10月15日(木)						
9:00~12:00	全体会 1 「障害者福祉の動向と課題」 障害者福祉を大局的視点で据えて、大きく変わろうとしている 社会福祉事業の流れを把握する。 講師:板山賢治氏(日盲社協理事長)(予定) 未 定 (厚生省、交渉予定) 担当:企画委員会 昼食・休憩					
12:00~14:50 13:00~13:50 14:00~17:00	機器展示・説明会 施設長会議					
17:10~18:20 18:30~20:00 20:00~22:00	企画・運営合同委員会 夕食(各自) 自主参加学習会「デイジー入門 2」					
10月16日(金)						
9:00~11:00	全体会 3 「視覚障害者情報提供施設の役割とあり方を考える 今後の行動目標の確認 」					
11:00~11:30	担当:企画委員会 全体会4(報告) 分科会および各委員会等の報告					
11:30~12:00 13:00~15:00	閉会式・解散 学習会(自主参加)「デイジーによる録音の実際 」					